

広島県告示第二百九十五号

昭和三十九年広島県告示第六百十四号（広島県屋外広告物条例による地域、場所、物件の指定）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>一 (略)ただし、広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域に係るものを除く。</p> <p>1-3 (略)</p> <p>二 条例第三条第一項の規定により、知事が指定する地域又は場所は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市の区域に係るものを除く。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>1 条例第三条第二項第二号の規定により、知事が指定する地域 広島市、呉市、尾道市、福山市及び廿日市市を除く広島県の区域</p> <p>2 (略)</p>	<p>一 (略)ただし、広島市、呉市、尾道市及び福山市の区域に係るものを除く。</p> <p>1-3 (略)</p> <p>二 条例第三条第一項の規定により、知事が指定する地域又は場所は、次に掲げる地域又は場所とする。ただし、広島市、呉市、尾道市及び福山市の区域に係るものを除く。</p> <p>1 条例第三条第一項第一号の規定により、知事が指定する地域 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域のうち廿日市新住宅市街地開発事業の施行区域及び風致地区のうち厳島風致地区の全域</p> <p>4・2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 廿日市市宮島口一丁目二六一六番三三三 地先から同市宮島口一丁目九〇九七番三 地先に至る最大高潮時海岸線から陸岸側 二〇メートルの地域</p> <p>(三) (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>1 条例第三条第二項第二号の規定により、知事が指定する地域 広島市、呉市、尾道市及び福山市を除く広島県の区域</p> <p>2 (略)</p>